

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和8年6月4日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年2月26日午後4時50分頃、日立市□□町□丁目□番地先市道2683号路上において、側溝蓋が割れていたため、日立市□□□町□丁目□番□号□□□□□氏の所有する自動車が走行した際、右側前輪が側溝に落下し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金90,453円